

平成 30 年度 イノシシ保護及び管理に関する検討会
議事概要

日時：平成 31 年 1 月 16 日（水）13:00～16:30

場所：一般財団法人自然環境研究センター 7 階会議室

■出席者

検討委員

| | |
|-------|---|
| 小寺 祐二 | 宇都宮大学雑草と里山の科学教育研究センター 准教授 |
| 坂田 宏志 | 株式会社野生鳥獣対策連携センター 代表取締役 |
| 竹内 正彦 | 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター 鳥獣害グループ長 |
| 平田 滋樹 | 長崎県農林技術開発センター 主任研究員 兼農山村対策室鳥獣対策 |
| 横山 真弓 | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授（欠席） |

環境省

| | |
|--------|----------------------------|
| 西山 理行 | 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長 |
| 野川 裕史 | 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長補佐 |
| 鎌田 憲太郎 | 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 指定管理鳥獣係長 |

事務局

| | |
|-------|-------------------|
| 滝口 正明 | 一般財団法人 自然環境研究センター |
| 荒木 良太 | 〃 |
| 佐藤 那美 | 〃 |

■議事

- (1) イノシシの保護及び管理に関する最近の動向
- (2) 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂について
- (3) その他

■配付資料

議事次第

出席者名簿

検討会開催要綱

資料1 イノシシの保護及び管理に関する最近の動向

資料2-1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂方針

資料2-2 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（イノシシ編）改訂素案骨子案

参考資料1 新旧ガイドラインの目次の比較

参考資料2 イノシシ保護・管理レポート内容の改訂版ガイドラインでの反映箇所

■議事概要

議事（１）イノシシの保護及び管理に関する最近の動向

資料１について事務局から説明

全国的なイノシシの分布調査は、1978年度と2003年度に実施され、新たに拡大した分布域については2014年度に調査が行われた。これまでイノシシの分布の空白地帯とされていた多雪地域や島嶼部でも生息が確認され、1978年度と比較すると2014年度の分布域は約1.7倍に拡大した。また、1989～2016年度の捕獲数から全国に生息するイノシシの個体数推定を行ったところ、推定個体数の中央値は2016年度末で約89万頭と推定された。

イノシシの捕獲数は概ね横ばいで推移しているが、被害防止目的の捕獲数は年々増加し続けている。2010年度以降は被害防止目的の捕獲を含めた許可捕獲が全体の半数以上を占めており、イノシシの捕獲において許可捕獲は重要な管理ツールとなっている。また、2015年度から始まった指定管理事業による捕獲数は、2015年度の約3千頭から2016年度の約9千頭に増加した。イノシシによる農業被害金額及び被害面積は、やや減少傾向にある。

2019年1月現在、イノシシについて策定されている特定計画は43計画であり、全て第二種特定鳥獣管理計画である。最近の策定状況としては、第12次鳥獣保護管理事業計画期間開始時に秋田県で、また2018年10月に神奈川県で新たに策定された。

（検討会の意見）

- 農作物被害面積の減少から被害が減少傾向にあると言い切ってよいのか。ガイドラインでは耕作地面積の減少についても合わせて表現する必要がある。
- 今までの対策や事業効果をみる必要性も留意として記載してほしい。
- 生息域は1978年と2014年を比較して1.7倍に拡大しているが、推定個体数は2010年をピークにそれ以降減少傾向となっている。生息域の拡大と個体数の減少が同時に起こることもあり得るため、相矛盾するような示し方になっている部分の解釈について説明が必要である。
- 市街地出没や人身事故の増加等も最近の動向として重要な部分ではないか。
- 国内全体の分布域の拡大と、市街地出没等地域の分布域の拡大とある。ガイドラインに記載すべきことと、都道府県が認識して記載すべき内容が整理できると良い。
- 最近の動向として、感染症に関する内容は資料編のイノシシの生物学的特徴を記載する。
- 情報が古いまたは信憑性が低いと判断された内容等について検討する。

議事（２）イノシシの保護及び管理に関する最近の動向

資料２－１について事務局から説明

ガイドライン改訂の目的の背景として、現在43府県で特定計画が策定され、捕獲数は増加しているものの個体数の増加や分布の拡大は抑制できていない地域がある。また、農業被害対策についても施策効果による農作物被害の減少がみられる地域は少ないなどの課

題がある。課題解決の方向性を示すため、また現行ガイドラインに記載されていない内容（指定管理鳥獣捕獲等事業等）や不足している内容を追加することを目的にガイドラインの改訂を行う。イノシシの保護及び管理上の課題として6つの課題が挙げられ、各課題への対応が検討された。

（検討会の意見）

- モニタリング部分は、県または市町村職員が実施すべきモニタリング手法や、モニタリング手法において各主体が留意すべき事項を含めて、モニタリングの方針を記載していく。
- イノシシ・イノブタの飼育と放獣・逃亡に関して、類似した問題として餌付けも記載すべきではないか。各地で意図的な餌付けとそうでない餌付けが起きていることは大きな問題であると考える。
- これまでに作成した保護・管理レポートの内容の精査（改訂版ガイドラインに用いるか、内容を膨らますのか等）が必要ではないか。記事によってはアフターフォローすべき内容や、取り上げた事例のその後を追うべき内容、また保護・管理レポートに記載したことが課題になっている地域で保護・管理レポートの内容がどう受け止められているかを調査すると、参考になるだろう。
- 過疎化高齢化が進行する現状では、免許所持者や捕獲頭数の数を増やすよりも質を高める方向に持っていくべきではないか。
- 過去に保護・管理レポートで好事例を示してきたが、全般的に事例の紹介にとどまっている印象である。改訂ガイドラインに事例を記載する際には、事例を活かすための段階についてもフォローしたい。また、データの収集方法や利用方法、目的ごとの収集すべきデータについても示していければ良い。
- イノシシの管理は、狩猟資源管理または被害管理という目的の立て方によって対応が変わる。狩猟資源管理の場合には高密度で管理することが理想だが、被害管理の場合には低密度にしなければならない。イノシシ管理と表現する場合は、どちらの目的を指しているか分かるように記載する必要がある。

資料2-2について事務局から説明

ガイドラインの構成は、次のとおりとした。「はじめに」で野生動物の保護管理、特に特定鳥獣保護・管理計画による保護・管理の基本的な内容を理解する。「Ⅰ. 基本事項」でイノシシの保護・管理の現状と課題、課題解決に当たっての基本的な考え方を理解する。「Ⅱ. 計画立案編」で具体的な特定計画の立案、作成に当たって必要な内容を理解し、計画作成に活かす。「Ⅲ. 資料編」の具体的な事例等でより理解を深める。今回は、そのうち「はじめに」と「Ⅰ. 基本事項」の内容を中心に検討した。

（検討会の意見）

- ・はじめに

- 都府県の部局間（鳥獣行政担当部局・農林行政担当部局）の連携について、市街地出没への対応は2部局だけではできないため、教育関係、道路や河川管理者、県警本部等の他関係機関についても連携を図る必要があることを記載すべきである。
 - ガイドラインを基に都府県（鳥獣行政担当部局）が特定計画を立てる場合、農林行政担当部局に周知・意見照会するとともに、市街地出没対応などについては、今まで意見紹介していなかった部局や関係機関にも意見照会する必要があるが出てくる。改訂版ガイドラインで意見照会する範囲が事例等で提示できれば、都府県も参考にしやすくなるだろう。
 - 捕獲手法に関する細かい部分から、国土のランドデザイン等の大きな部分まで内容が多岐にわたっているが、特定計画で立案すべきことなのか、既存の文書を参照すべきことなのか、役割を分かりやすく整理することもガイドラインの役目だろう。
 - 特定計画自体は、各鳥獣種を俯瞰的に見ながら作らなければならないと考える。「はじめに」は、イノシシに対してだけではなく、特定計画全般として記載する部分のため、鳥獣を保護・管理するためという視点の中で、必要であれば幅広い内容が記載されて良いと考える。次の「基本事項」からはイノシシのみを対象とした内容とし、「計画立案編」で実行性のある特定計画の書き方を、各行政（国、都府県、市町村等）の立場から地域住民も含めた役割分担、取り組み方を考えていく。
 - 一方で、特定計画の目的に沿って、シンプルな構成にすべきである。
 - 被害防除対策について、既存の農林水産省が作成したマニュアルの情報が古くなってきている部分があることにも注意する必要がある。
 - 被害防除対策の考え方として面的な対策が重要であることを記載し、地域ぐるみの対策または個人の対策で成功している地域や、過疎化高齢化が進む中で今のうちに取り組むべきこと等は保護・管理レポートの見直しでフォローすれば良い。面的な対策が重要であり、点では収まらないことを強調すべきだと思う。時代や場合によって変わる内容については、HPのURLなど参照先を示す等、柔軟に新しい情報を取り入れるように留意してもらえば良い。
 - 本編に記載する内容はしっかりとした実績や原理に裏付けられている情報とし、研究途上の内容は参考として資料編で紹介するというなどの線引きをした方が良い。
- ・基本事項（イノシシの現状、管理上の課題、農業被害の軽減に向けた取り組み）
 - 「はじめに」では個体群管理、被害防除対策、生息環境管理と表現しているが、「基本事項」では順番や用語が変わっている。用語の整理や統一が必要である。
 - 実際に管理を進める際は個体群管理、被害防除対策、生息環境管理をセットで実施すべきである。概要のみ記載して、事例の紹介等で補足すればいいのではないか。
 - ・基本事項（市街地出没に抑制・被害の防止）

- 改訂版ガイドラインでは、イノシシによる感染症の説明に加え、接触に注意しなければならないことと、対応者としてどうしても接触しなければならない場合はリスクも踏まえて対応しなければならないことを記載する。
- 市街地に出没した場合は、出没の仕方に関係なく誘引物の管理と個体の除去をする必要があるだろう。労力をかけてでも誘引物の除去や柵による防護、出没個体の捕獲をしなければならない。
- 基本としてやるべきことを最初に示して、次にどの状況でも準備しておくべきことを記載し、一般的にどんな場合に深刻度が増すのか最後に付けるといいのではないか。
- どの目線（担当者がやるべきこと、現状を踏まえた対応）で記載するか整理が必要である。ただし、現状で起きていることを踏まえた観点から整理すると基本が分かりづらくなり、目標への推進力が弱まるのではないか。
- 市街地に出没しないための対策、出没したときの対策を整理するとともに、どのような出没の仕方であろうと基本的な対策や対応は変わらないという内容にした方が、対策を講じる立場からするとシンプルに感じる。
- 準備しておくことと、都府県や市町村によって投入できる労力が異なることについて整理されていれば良い。

・基本事項（目標設定、モニタリング、計画の評価と改善）

- 栃木県の捕獲個体を週齢査定して生存時間解析をかけてきた結果、直接的な個体群の増減自体を評価できている。モニタリングの内容に週齢査定について記載することを検討してほしい。
- 市街地出没について、出没件数や出没日時、出没位置、出没状況の情報により分布が拡大しているのか縮小しているのか、重要な指標になるとともに、個体数推定の材料にもなるので、情報を収集、整理、蓄積すべきである。
- 市町村で収集すべき項目、集計方法を改訂版ガイドラインで示すことで、都府県が市町村にデータの収集方法や情報の整理の仕方を特定計画のモニタリングの項目の中に記載できる。ただ、情報収集についての記載について、記録様式や収集経路等については、検討が必要である。
- モニタリング項目に関しては、労力をかけて収集すべき情報と労力をかけずに収集できる情報がある。データ収集していない地域で新たに始めることは難しいかもしれないが、収集する様式や情報の活用方法を改訂版ガイドラインで示してほしい。
- 全捕獲個体のデータを収集できなくても、ジビエ用に解体処理施設に搬入された個体や指定管理事業の捕獲個体等、事業で可能な部分だけでもデータ収集する努力義務について重要性と必要性と収集方法を資料編等に記載してほしい。

・基本事項（役割分担と連携、指定管理事業、違反行為への対応）

- イノシシ・イノブタの飼育・管理の徹底や放獣については、鳥獣保護管理法の基本指針から確実にできることを記載しているが、コンプライアンスや遵法の強化とともにどこまで記載できるかは検討する。
- 改訂版ガイドラインに特定計画を実行する役割分担を示すのであれば、各事項の役割分担（捕獲許可を誰が出すべきなのか、捕獲場所を決めるのは市町村か捕獲班か、防護柵を管理する主体はどこか等）を明確にすれば特定計画の作成時に有用だろう。

議事（3）その他

- 今後、改訂版ガイドライン案の作成、都府県への意見照会、保護・管理検討会での検討、パブリックコメントを実施して完成版を作成する。
- 改訂版ガイドラインの完成は来年度中を予定しているが、公開するのは翌年度になる可能性もある。